

# 耐震装置設置

## ① 事前相談(申請者)

※申請される方に必要書類をお渡します。

## ② 助成対象確認申請(申請者)

当年度12月28日まで

2週間

## 助成対象確認通知(区)

## 耐震装置設置工事契約(申請者)

※助成対象確認通知(区)の発行以降

## 耐震装置設置工事実施(申請者)

## ③ 完了実績報告(申請者)

当年度3月10日まで

2週間

## 耐震装置設置現地確認(区)※1

## 助成金交付決定通知(区)

## ④ 助成金請求(申請者)

2ヶ月

## 助成金振込(区)

※振込までに期間を要します。ご了承ください

### ★注意事項:

※区から「助成対象確認通知」が発行される前に契約または装置設置に着手している場合には、助成対象不承認となりますのでご注意ください。  
※提出期限を過ぎると、助成金を受けられない場合がございます。

### ※1 耐震装置設置現地確認

耐震装置設置現地確認時に装置設置が確認できない場合、助成金を交付できません。仕上げ等で装置が隠れる場合は、工事中に現地確認を行いますので、必ず事前に相談してください。

# 耐震装置設置助成提出書類チェックシート

## ◆ 助成対象要件

- 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅  
(主要構造部の過半が木造であること)
- 延べ面積の過半が住宅の用途
- 高齢者等が居住する住宅であること  
(65歳以上、障害者手帳1級又は2級、愛の手帳1度から3度)
- 建築基準法第9条第一項による命令を受けていない建物
- 有資格者(一級・二級・木造建築士)によって、耐震性が不足していると判断された建物
- 東京都都市整備局が発行するパンフレット「安価で信頼できる木造住宅の『耐震改修工法・装置』の事例紹介」で選定されている装置(都HP → <https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/>)

## ① 事前相談

区役所9階防災まちづくり課窓口又は電話03-5608-6269で受け付けています。ご不明な点は事前にご相談ください。

## ② 助成対象確認申請

- 耐震装置設置助成対象確認申請書(第25号様式)
- 昭和56年5月31日以前に着工されたことが確認できる書類及び建物の所有者がわかる書類  
↳例: 建物の登記簿全部事項証明書(原本)…※法務局で請求  
↳例: 家屋課税台帳の写し(原本)…※都税事務所で請求
- 建物の所在地がわかる位置図(地図コピーに赤でマーク等)
- 建物全体の写真及び設置箇所の写真
- 設置計画を示す図書(耐震装置仕様や工事図面等)
- 工事内訳書(見積書等、工事内容・費用が明記してあること)
- 高齢者等が居住する事を証明する書類  
例: 免許証、保険証、住民票などの写し
- 耐震性の不足が確認できる耐震診断結果報告書  
↳例: 誰でもできるわが家の耐震診断(一般財団法人日本建築防災協会)判定で7点以下  
↳例: 耐震診断一般診断法(IW=1.0以下)
- 耐震性判断書類(建築士が判断根拠を記載、各階平面図等)
- 耐震性判断者資格証(建築士免許証等)の写し
- 完納済み住民税納税証明書(前年度)又は非課税証明書
- 消費税についての確認書(個人) 確認書  
または消費税仕入税額控除確認書(法人又は個人事業者)
- 該  商業登記事項証明書(申請者が法人である場合)
- 当  承諾書(建物共有者が他にいる場合)
- 者  承諾書及び印鑑証明書(申請者が所有者でない場合)

建築士作成

## ③ 完了実績報告

- 耐震装置設置助成金交付申請書兼完了実績報告書(第32号様式)
- 撮影日を確認することができる耐震装置設置写真(建物全景・設置箇所施工前、施工過程及び施工後を含む。)
- 耐震装置設置に係る契約書の写し
- 耐震装置設置契約に係る領収書の写し
- 工事内訳書(②提出時のものから変更が無ければ省略可)

## ④ 助成金請求

- 耐震装置設置助成金交付請求書兼口座振替依頼書(第35号様式)

## 助成率と助成額（耐震装置設置）

◆助成対象となるのは、以下の方が住む場合です。

### 【助成を受けられる方】

- ・ 65歳以上の方
- ・ 身体障害者手帳1級もしくは2級の方
- ・ 愛の手帳1度から3度までの方

◆助成額のイメージ

助成種別	耐震装置設置
助成率	9/10 ※
助成限度額	最大 50万円 ※

※いずれか低い額。千円未満は切り捨て

- ・ 設置する耐震装置は、以下のパンフレットで選定されているものに限ります。  
→「安価で信頼できる木造住宅の『耐震改修工法・装置』の事例紹介」  
（発行：東京都 都市整備局）における「装置部門」のページ

※東京都 耐震ポータルサイト (<https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/>) で公開

- ・ 耐震装置は、大地震による住宅の倒壊から、一時的に身を守るためのものです。その後はずちに避難に移れることが重要なため、耐震装置を設置できるのは一階部分に限ります。
- ・ 助成の対象となるのは、「耐震装置の費用」「設置にかかる費用」「設置部分の床を補強する費用」です。  
建築士に依頼する、耐震性不足証明書類(赤枠内)の作成費用は助成対象外です。

◆耐震装置設置助成申請を行う前に必ず行ってもらうこと

### 事前相談

- ・ 助成要件や助成金申請の流れを説明します。
- ・ 申請書類をお渡しします。
- ・ 耐震性能を判断する専門家（建築士）の紹介をしている団体をご案内します。

### ※注意事項

助成対象確認申請および区の決定前に、耐震装置設置に係る契約を結んでしまっている場合や装置の購入・設置工事に取りかかっている場合は、助成金の交付は出来ません。  
必ず事前相談を行い、助成対象確認申請と区の決定を経てください。

担当：墨田区 防災まちづくり課 不燃化・耐震化担当  
電話：03-5608-6269（直通）